

2023年5月10日

保護者・生徒 各位

東京都市大学附属中学校・高等学校

校長 篠塚 弘康

新型コロナウイルス感染症における出席停止期間について

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことに伴い、文部科学省より新型コロナウイルスにおける出席停止期間の改正について通知がございました。つきましては、出席停止期間等において、以下の対応といたします。

1) 出席停止期間について

①陽性者（有症状者）の場合

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を出席停止の措置となります。また、出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

※「発症した後5日を経過」について、「発症した日を0日として5日間経過し、6日目から登校可能」を指します。

②陽性者（無症状者）の場合

「検体を採取した日から5日を経過するまで」を出席停止の措置となります。

※「検体採取した日から5日を経過」について、「検体採取した日を0日として5日間経過し、6日目から登校可能」を指します。

2) 登校許可書の申請について

出席停止解除後、登校再開時には「新型コロナウイルス感染症 登校許可申請書」を担任へご提出ください。申請書類は、学校ホームページ「在校生・保護者のみなさまへ → 学校からのお知らせ」よりダウンロードが可能です。

3) 濃厚接触者の取り扱いについて

5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は行動制限及びその協力要請は行われない等を踏まえ、感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象にはなりません。

感染症法上の位置付けが5類に移行した後も、校内での感染状況によっては必要な対応をお願いする場合がございます。何卒ご理解のほどよろしく願いいたします。引き続き、体調管理や手指衛生、適切な換気等の基本的な感染対策にご協力くださいますようお願いいたします。